

## 長野県違反建築物防止週間実施要綱

### 1 目的

長野県違反建築物防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

### 2 期間

平成19年10月11日（木）から10月17日（水）まで

### 3 実施主体

長野県（各地方事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

### 4 重点事項

- (1) 県民への建築基準法の周知徹底を図る。
- (2) 建築工事現場の点検により違反建築物の早期発見に努め、所要の措置を講ずる。
- (3) 建築基準法第89条の規定による表示の徹底を図る。
- (4) 本期間を中心に工事が完了する予定となっている物件で、完了検査申請がなされていないものについては、提出を指導徹底する。

### 5 巡視の実施

週間中、建築活動が活発な地域を中心に、計画的にパトロールを実施するものとする。（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪地方事務所と、飯田市にあつては下伊那地方事務所と、塩尻市にあつては松本地方事務所と連携して実施）。

### 6 実施結果の報告

実施結果については、様式1及び2により、10月26日（金）までにメールにより建築管理課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪地方事務所が、飯田市にあつては下伊那地方事務所が、塩尻市にあつては松本地方事務所が報告）。